

株 主 各 位

東京都墨田区錦糸一丁目2番1号
株式会社global bridge
H O L D I N G S
代表取締役社長 貞 松 成

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を極力お控えいただき書面により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお事前の議決権行使にあたり、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月25日（木曜日）午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年3月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都墨田区錦糸一丁目2番1号
アルカセントラル15階
当社 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
※昨年の会場から変更しておりますので、お間違えないようご注意願います。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第6期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件 |

第8号議案 資本金の額の減少の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して、株主の皆様へ提供すべき書面のうち、事業報告の一部、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://globalbridge-hd.com/ir/>）に掲載させていただきます。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施のうえで開催させていただきますが、株主の皆様におかれましては、極力、書面により、事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。
- ・座席の間隔を拡げるため、ご用意できる座席は例年より大幅に減少いたします。定員に到達次第、入場をお断りさせていただく場合もございます。
- ・会場入り口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、マスクを着用されていない方は、入場をお断りさせていただく場合もございます。
- ・開催時間を短縮するために、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明を省略させていただく場合がございますので、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会の模様は、インターネットにてライブ中継をいたします。  
配信日時 2021年3月26日（金曜日）午前10時から株主総会終了時まで  
視聴方法 中継サイトにアクセスいただきますと、認証画面が表示されますのでパスワード「2020gbHD」をご入力ください。  
株主総会ライブ中継サイト <https://globalbridge-hd.com/ir/holders/>
- ・配信環境等ライブ中継に関するお問い合わせについて  
株主総会当日に限りお問い合わせ窓口を設置いたします。ご不明点がある方は、下記にお問い合わせください。  
03-6284-1607（株主総会当日の午前9時～株主総会終了時まで）

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済政策を背景に緩やかな基調で推移していたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、国内外の経済活動に及ぼす影響が深刻化しております。

このような情勢の中、少子高齢化社会に対応するため政府が中心となり、様々な施策が取り組まれております。2020年12月には政府が「新子育て安心プラン」を公表し、2021年度から2024年度末までの4年間に保育の受け皿を新たに約14万人確保する目標を打ち出しました。こうした取り組みの結果、待機児童数は減少に転じているものの、保育に関するニーズは当面は底堅いと思われま

す。新型コロナウイルス感染症対策として、お預かりするお子様・保護者の皆様・従業員の安全確保を最優先に考え、各施設に①換気の悪い密室空間②多くの人が密集する場所③近距離での密接した会話を避けるよう通達を出し、手洗いやうがいの徹底など予防に努めると共に、本社においては、在宅勤務や時差出勤等の対応を実施してまいりました。

このような状況において、当社グループは少子高齢化社会への取り組みに貢献すべく、保育事業における新規施設の開設と、ICT事業における効率化支援の拡大に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における新規施設の内訳と運営施設の数 は 下記のとおりとなりました。  
・保育事業の新規開設施設（認可保育園等）

| 施設名称              | 住所      | 入所定員<br>(名) | 開 園 日     |
|-------------------|---------|-------------|-----------|
| あい・あい保育園<br>西小岩園  | 東京都江戸川区 | 60          | 2020年4月1日 |
| あい・あい保育園<br>西荻窪園  | 東京都杉並区  | 94          | 2020年4月1日 |
| あい・あい保育園<br>三番町園  | 東京都千代田区 | 50          | 2020年4月1日 |
| あい・あい保育園<br>北綾瀬園  | 東京都足立区  | 60          | 2020年4月1日 |
| あい・あい保育園<br>中野坂上園 | 東京都中野区  | 60          | 2020年4月1日 |

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 施設名称                  | 住所     | 入所定員<br>(名) | 開 園 日         |
|-----------------------|--------|-------------|---------------|
| あい・あい保育園<br>印西牧の原園    | 千葉県印西市 | 60          | 2020年 4 月 1 日 |
| あい・あい保育園<br>久住園       | 千葉県成田市 | 60          | 2020年 4 月 1 日 |
| あい・あい保育園<br>西三里塚園     | 千葉県成田市 | 60          | 2020年 4 月 1 日 |
| あい・あい保育園<br>浦安北栄園     | 千葉県浦安市 | 80          | 2020年 4 月 1 日 |
| あい・あい保育園<br>君津園       | 千葉県君津市 | 70          | 2020年 4 月 1 日 |
| あい・あい保育園<br>流山おおたかの森園 | 千葉県流山市 | 60          | 2020年 4 月 1 日 |
| あい・あい保育園<br>妙典一丁目園    | 千葉県市川市 | 60          | 2020年 4 月 1 日 |
| あい・あい保育園<br>妙典五丁目園    | 千葉県市川市 | 60          | 2020年 4 月 1 日 |
| あい・あい保育園<br>妙典六丁目園    | 千葉県市川市 | 60          | 2020年 4 月 1 日 |
| あい・あい保育園<br>鷺洲園       | 大阪府大阪市 | 80          | 2020年 4 月 1 日 |
| あい・あい保育園<br>嶋野駅前園     | 大阪府大阪市 | 80          | 2020年 4 月 1 日 |
| あい・あい保育園<br>祐天寺園      | 東京都目黒区 | 60          | 2020年10月 1 日  |
| 17施設 合計               |        | 1,114       |               |

・介護事業の新規開設施設

| 施設名称      | 住所      | 入所定員<br>(名) | 開 園 日         |
|-----------|---------|-------------|---------------|
| にじ 八千代緑が丘 | 千葉県八千代市 | 10          | 2020年 4 月 1 日 |

これらの結果、当社グループが運営する施設数は下記のとおりとなりました。

[保育施設数の推移]

(単位：施設)

|             | 2016年<br>12月期末 | 2017年<br>12月期末 | 2018年<br>12月期末 | 2019年<br>12月期末 | 2020年<br>12月末現在 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 認可保育園       | 13             | 23             | 34             | 48             | 65              |
| 小規模保育施設     | 7              | 7              | 8              | 8              | 8               |
| その他（受託・認可外） | 4              | 1              | 1              | -              | -               |
| 合計          | 24             | 31             | 43             | 56             | 73              |

[介護施設数の推移]

(単位：施設)

|               | 2016年<br>12月期末 | 2017年<br>12月期末 | 2018年<br>12月期末 | 2019年<br>12月期末 | 2020年<br>12月末現在 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 放課後等デイサービス    | 6              | 7              | 10             | 9              | 7               |
| 生活介護施設        | 1              | 2              | 1              | 1              | 1               |
| サービス付き高齢者向け住宅 | -              | -              | 1              | 1              | 1               |
| 住宅型有料老人ホーム    | -              | -              | 1              | 1              | 1               |
| その他（児童発達支援等）  | 3              | 4              | 2              | 2              | 2               |
| 合計            | 10             | 13             | 15             | 14             | 12              |

また、下記の新規開設準備に取り掛かっております。

(2021年12月期 開設予定 (保育事業) )

| 地域及び施設数 | 種類    | 入所定員<br>(名) | 予定時期     |
|---------|-------|-------------|----------|
| 東京都 2施設 | 認可保育園 | 130         | 2021年上半期 |
| 千葉県 3施設 | 認可保育園 | 210         |          |
| 大阪府 1施設 | 認可保育園 | 80          |          |
| 6施設 合計  |       | 420         |          |

(2021年12月期 開設予定 (介護事業) )

| 地域及び施設数 | 種類             | 入所定員<br>(名) | 予定時期     |
|---------|----------------|-------------|----------|
| 千葉県 1施設 | 放課後等<br>ディサービス | 10          | 2021年上半期 |

これらの結果、当連結会計年度の売上高は8,318,190千円（前連結会計年度比40.6%増）、営業損失は1,380,741千円（前連結会計年度は営業損失887,627千円）、経常利益は276,960千円（前連結会計年度は経常利益5,385千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は150,732千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失31,965千円）となりました。

セグメント事業別の経営成績は、次のとおりです。

イ. 保育事業

既存施設及び新規開設が順調に推移したことにより、売上高は7,468,839千円（前連結会計年度比49.3%増）となったものの、新規開設に伴う経費増でセグメント損失は64,721千円（前連結会計年度はセグメント利益178,925千円）となりました。

ロ. 介護事業

売上高は688,006千円（同7.7%減）、セグメント損失は44,738千円（前連結会計年度はセグメント利益19,927千円）となりました。

## ハ. ICT事業

保育園運営管理システムの新規契約件数が増加し売上高は122,454千円（同27.3%増）、セグメント利益は14,933千円（前連結会計年度はセグメント損失9,179千円）となりました。

### 事業別売上高

| 事業区分  | 第5期<br>(2019年12月期)<br>(前連結会計年度) |       | 第6期<br>(2020年12月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比    |       |
|-------|---------------------------------|-------|---------------------------------|-------|-------------|-------|
|       | 金額                              | 構成比   | 金額                              | 構成比   | 金額          | 増減率   |
| 保育事業  | 5,002,026千円                     | 84.6% | 7,468,839千円                     | 89.8% | 2,466,812千円 | 49.3% |
| 介護事業  | 745,136                         | 12.6  | 688,006                         | 8.3   | △57,129     | △7.7  |
| ICT事業 | 96,193                          | 1.6   | 122,454                         | 1.5   | 26,261      | 27.3  |
| その他   | 72,108                          | 1.2   | 38,889                          | 0.4   | △33,218     | △46.1 |
| 合計    | 5,915,464                       | 100.0 | 8,318,190                       | 100.0 | 2,402,725   | 40.6  |

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,129,442千円で、その主なものは次の認可保育園の新規開設及び新規開設準備によるものであります。

(新規開設数)

| 地域及び施設数 | 種類    | 入所定員<br>(名) | 開園時期      |
|---------|-------|-------------|-----------|
| 東京都 6施設 | 認可保育園 | 384         | 2020年12月期 |
| 千葉県 9施設 | 認可保育園 | 570         |           |
| 大阪府 2施設 | 認可保育園 | 160         |           |
| 17施設 合計 |       | 1,114       |           |

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2,586,500千円の調達を行いました。また、総額287,444千円の新株式を発行いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                                               | 第 3 期<br>(2017年12月期) | 第 4 期<br>(2018年12月期) | 第 5 期<br>(2019年12月期) | 第 6 期<br>(当連結会計年度)<br>(2020年12月期) |
|-------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                                         | 2,595,841            | 3,787,864            | 5,915,464            | 8,318,190                         |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (千円)                                 | 34,656               | △329,617             | 5,385                | 276,960                           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属<br>する当期純損失(△)<br>(千円)           | △11,651              | △382,922             | △31,965              | 150,732                           |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 又 は<br>1 株 当 た り<br>当 期 純 損 失 ( △ )<br>(円) | △5.62                | △173.38              | △13.39               | 57.51                             |
| 総 資 産 (千円)                                                        | 3,719,204            | 5,957,893            | 7,777,305            | 10,498,311                        |
| 純 資 産 (千円)                                                        | 1,095,117            | 747,584              | 961,575              | 1,431,991                         |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                                               | 486.35               | 314.80               | 366.82               | 521.84                            |

- (注) 1. 第5期より連結計算書類を作成しております。なお、第4期以前については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 1株当たり純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                                 | 第 3 期<br>(2017年12月期) | 第 4 期<br>(2018年12月期) | 第 5 期<br>(2019年12月期) | 第 6 期<br>(当事業年度)<br>(2020年12月期) |
|-----------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                           | 321,458              | 290,410              | 712,282              | 752,610                         |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (千円)                   | 27,657               | △246,090             | 17,395               | 13,115                          |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (千円)               | 12,378               | △313,624             | 61,404               | 38,777                          |
| 1 株当たり当期純利益<br>又 は 1 株 当 た り (円)<br>当 期 純 損 失 ( △ ) | 5.97                 | △142.00              | 25.73                | 14.80                           |
| 総 資 産 (千円)                                          | 1,243,160            | 1,932,937            | 2,218,219            | 3,724,749                       |
| 純 資 産 (千円)                                          | 1,143,140            | 864,906              | 1,179,318            | 1,509,072                       |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                                 | 508.11               | 367.40               | 454.96               | 550.80                          |

(注) 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                 | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------------------|-----------|----------|---------------|
| 株式会社global child care | 100,000千円 | 100.0%   | 保育事業、介護事業     |
| 株式会社social solutions  | 20,000    | 99.2     | ICT事業         |
| 株式会社global life care  | 2,000     | 100.0    | 介護事業          |

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                 |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| 特定完全子会社の名称                      | 株式会社global child care |
| 特定完全子会社の住所                      | 東京都墨田区錦糸一丁目2番1号       |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 1,460,809千円           |
| 当社の総資産額                         | 3,724,749千円           |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは「人口問題を解決する」を使命に、待機児童の解消、児童発達支援及び高齢者介護の問題について「量」と「質」の両面からの解決を目指しています。これまでの主力事業である保育施設の運営のみならず、一人ひとりの子どもの発達に合わせた質の高い保育、すなわち「保育の個別最適化」を実現するため、子どものデータ解析と先端技術を駆使したEdTech企業として、保育士の熟達化をサポートするプロダクトを積極的に展開し、SDGs目標「4 質の高い教育をみんなに」を追求した事業を推進します。

また、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、関連施設においては引き続き消毒用アルコールやマスクの備付、手洗いやうがいの徹底等の予防措置に加え、換気の悪い密室空間、多くの人が密集する場所及び近距離での密接した会話を避ける運営を徹底します。本社等においては在宅勤務や時差出勤を引き続き推進します。

事業別の対処すべき課題は、次のとおりです。

##### 保育事業

待機児童の解消を目指し、直営認可保育施設「あい・あい保育園」について、引き続きドミナント戦略に基づく施設数の拡大に取り組みます。展開地域においてマーケットシェアの拡大及び利用者の認知向上を図り、同時に、園庭を有する施設においては子どもの発達をサポートする大型遊具AINIを引き続き導入するなど、保護者や子どもにとって魅力ある施設を展開し、収益機会の拡大に努めます。

また、充実した社内教育制度等による保育士の低離職率の維持、さらに集中採用や効率的な配置によって、引き続きコストの抑制に努めます。

##### 児童発達支援事業

児童の発達支援に関して利用者の多様化するニーズに応えるため、2021年4月1日からサービス内容をリニューアルし、これまでの「お預かり型の施設」から学習と運動を支援する「プログラムの専門家」として、新たな発達支援プログラムの提供を開始します。これに伴い、ブランド名称もこれまでの「NIJI」から「AIAI PLUS」に変更します。

本リニューアルを通じて、今後、保育園利用者で発達支援を要する子どもに対して、AIAI PLUSからあい・あい保育園へ訪問支援を行うなど収益力を強化していくとともに、効率的な人員配置を行うことで、コストの抑制を図ります。

## 介護事業

働く世代の介護負担を軽減するため、利用者がさらに安心・快適に過ごせる施設を目指し、2021年4月から直営介護施設「やすらぎ」におけるサービス内容を刷新します。

「やすらぎとふれあいの住まいを提供する」ことをコンセプトとして、利用者の楽しみの時間をこれまで以上に充実させるとともに、食事メニューを一新して、利用者にさらに満足いただける施設を展開し、収益力の強化に取り組みます。また、ICT機器を活用して利用者の安心・安全を支えるとともに、職員の業務負荷の軽減と人員配置の最適化を図ります。

## ICT事業

一人一人の子どもに合った質の高い保育を提供する「保育の個別最適化」をICTによって実現することを目指し、保育士の熟達化をサポートするプロダクトを展開します。

延6,000人相当の子どもの発達に関するデータを自社研究機関において解析することで、経験の浅い保育士であっても、子どもの発達段階に合わせた最適な保育を提供できるためのプロダクトを開発し、今後リリースする予定です。

さらに、全国の保育園及び幼稚園へのプロダクトの積極的な展開に向けて、営業体制及び営業力の更なる強化に取り組みます。

## 2. 会社の現況

### (1) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                   |
|---------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 貞 松 成   | CEO<br>株式会社global child care 代表取締役<br>株式会社social solutions 代表取締役<br>株式会社global life care 代表取締役<br>一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会 代表理事<br>social invetment株式会社 代表取締役 |
| 取 締 役         | 加 地 義 孝 | CHO<br>株式会社global child care 取締役                                                                                                                          |
| 取 締 役         | 木 本 彰   | COO<br>株式会社global child care 取締役<br>株式会社global life care 取締役                                                                                              |
| 取 締 役         | 野 口 洋   | 当社社外取締役<br>公認会計士<br>株式会社トビムシ 代表取締役<br>株式会社西栗倉・森の学校 取締役<br>株式会社東京・森と市庭 代表取締役                                                                               |
| 取 締 役         | 坪 井 均   | 当社社外取締役<br>SMBC日興証券株式会社 投資銀行本部マネージングディレクター兼第七投資銀行部長                                                                                                       |
| 常 勤 監 査 役     | 浅 見 雅 光 | 当社常勤監査役<br>株式会社global child care 監査役<br>株式会社social solutions 監査役<br>株式会社global life care 監査役<br>一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会 監事                                   |

| 会社における地位 | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                              |
|----------|---------|------------------------------------------------------|
| 監 査 役    | 松 村 正 哲 | 当社社外監査役<br>弁護士<br>松村総合法律事務所 代表<br>霞ヶ関キャピタル株式会社 社外監査役 |
| 監 査 役    | 富 永 淳 志 | 当社社外監査役<br>公認会計士<br>富永公認会計士事務所 代表                    |

- (注) 1. 取締役野口洋氏及び坪井均氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役松村正哲氏及び監査役富永淳志氏は、社外監査役であります。  
3. 社外監査役の富永淳志氏は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 2020年3月30日付で、取締役加地義孝氏がCOOからCHOに就任いたしました。  
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ②事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名   | 退任日        | 退任理由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況                                                                                                     |
|-------|------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宮本 明男 | 2020年3月30日 | 辞任   | 社外監査役<br>宮本明男公認会計士事務所 代表<br>株式会社 Fast Fitness Japan 社外取締役                                                               |
| 樽見 伸二 | 2020年4月14日 | 辞任   | CFO<br>株式会社global child care 取締役<br>株式会社social solutions 取締役<br>株式会社global life care 取締役<br>一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会 理事     |
| 市村 浩子 | 2020年5月31日 | 辞任   | 当社常勤監査役<br>株式会社global child care 監査役<br>株式会社social solutions 監査役<br>株式会社global life care 監査役<br>一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会 監事 |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役各氏との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

## イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分         | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|-------------|-----------|---------------------|
| 取(うち社締外取締役) | 6名<br>(2) | 77,640千円<br>(3,000) |
| 監(うち社査外監査役) | 5<br>(3)  | 12,650<br>(3,650)   |
| 合(うち社外役員)   | 11<br>(5) | 90,290<br>(6,650)   |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等は、2015年12月21日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、2017年12月11日開催の臨時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額150百万円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき決議いただいております。
3. 監査役の報酬等は、2015年12月21日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。また、2016年12月16日開催の臨時株主総会において、当該報酬額の枠内でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・ストック・オプションによる報酬額2,990千円

- ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
- 該当事項はありません。

- ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
- 該当事項はありません。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の拡大と株主の利益増加に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化に注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

# 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-----------------|------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部)       |            | (負 債 の 部)               |            |
| 流 動 資 産         | 2,183,137  | 流 動 負 債                 | 2,192,607  |
| 現 金 及 び 預 金     | 824,995    | 短 期 借 入 金               | 193,000    |
| 売 掛 金           | 774,956    | 1 年 内 返 済 予 定 の 金       | 896,025    |
| 未 収 入 金         | 295,322    | 長 期 借 入 金               |            |
| そ の 他           | 288,130    | 未 払 法 人 税 等             | 20,286     |
| 貸 倒 引 当 金       | △ 268      | 未 払 費 用                 | 455,882    |
| 固 定 資 産         | 8,308,861  | そ の 他                   | 627,413    |
| 有 形 固 定 資 産     | 6,357,253  | 固 定 負 債                 | 6,873,711  |
| 建 物 及 び 構 築 物   | 5,266,995  | 長 期 借 入 金               | 6,165,425  |
| 機 械 及 び 装 置     | 209,991    | 繰 延 税 金 負 債             | 228,957    |
| 車 両 運 搬 具       | 279        | 預 り 保 証 金               | 13,260     |
| 建 設 仮 勘 定       | 295,258    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 50,980     |
| 土 地             | 120,198    | 資 産 除 去 債 務             | 414,842    |
| そ の 他           | 464,530    | そ の 他                   | 246        |
| 無 形 固 定 資 産     | 516,543    | 負 債 合 計                 | 9,066,319  |
| の れ ん           | 348,423    | ( 純 資 産 の 部 )           |            |
| そ の 他           | 168,120    | 株 主 資 本                 | 1,397,481  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,435,063  | 資 本 金                   | 329,007    |
| 投 資 有 価 証 券     | 614,312    | 資 本 剰 余 金               | 866,154    |
| 長 期 貸 付 金       | 128,372    | 利 益 剰 余 金               | 202,319    |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 490,578    | その他の包括利益累計額             | △ 8,699    |
| そ の 他           | 201,799    | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △ 8,699    |
| 繰 延 資 産         | 6,312      | 新 株 予 約 権               | 43,209     |
| 株 式 交 付 費       | 6,312      | 純 資 産 合 計               | 1,431,991  |
| 資 産 合 計         | 10,498,311 | 負 債 純 資 産 合 計           | 10,498,311 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |           |
|-----------------|-----------|-----------|
| 売上高             |           | 8,318,190 |
| 売上原価            |           | 8,003,557 |
| 売上総利益           |           | 314,632   |
| 販売費及び一般管理費      |           | 1,695,374 |
| 営業損失            |           | 1,380,741 |
| 営業外収益           |           |           |
| 受取利息            | 4,075     |           |
| 補助金収入           | 1,770,887 |           |
| その他             | 19,381    | 1,794,344 |
| 営業外費用           |           |           |
| 支払利息            | 59,423    |           |
| 支払手数料           | 73,034    |           |
| その他             | 4,184     | 136,642   |
| 経常利益            |           | 276,960   |
| 特別利益            |           |           |
| 資産除去債務戻入益       | 4,774     | 4,774     |
| 特別損失            |           |           |
| 固定資産売却損         | 1,498     |           |
| 固定資産除却損         | 483       | 1,982     |
| 税金等調整前当期純利益     |           | 279,751   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 25,652    |           |
| 法人税等調整額         | 103,366   | 129,019   |
| 当期純利益           |           | 150,732   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           | 150,732   |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,316,352</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>514,560</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 274,322          | 短 期 借 入 金            | 193,000          |
| 未 収 入 金                | 387,226          | 1 年 内 返 済 予 定 の      | 198,218          |
| 短 期 貸 付 金              | 668,778          | 長 期 借 入 金            |                  |
| そ の 他                  | 27,124           | 未 払 金                | 55,241           |
| 貸 倒 引 当 金              | △41,100          | 未 払 法 人 税 等          | 3,008            |
|                        |                  | 未 払 費 用              | 33,503           |
|                        |                  | そ の 他                | 31,589           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>2,402,084</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,701,116</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>49,211</b>    | 長 期 借 入 金            | 1,699,468        |
| 建 物                    | 41,329           | 退 職 給 付 引 当 金        | 1,648            |
| 構 築 物                  | 7,520            |                      |                  |
| そ の 他                  | 362              | <b>負 債 合 計</b>       | <b>2,215,676</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>352</b>       | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                  |
|                        |                  | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,465,862</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,352,520</b> | 資 本 金                | 329,007          |
| 投 資 有 価 証 券            | 603,312          | 資 本 剰 余 金            | 846,154          |
| 関 係 会 社 株 式            | 1,640,809        | 資 本 準 備 金            | 337,580          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 73,959           | そ の 他 資 本 剰 余 金      | 508,573          |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 33,765           | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>290,700</b>   |
| そ の 他                  | 672              | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 290,700          |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>6,312</b>     | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 290,700          |
| 株 式 交 付 費              | 6,312            | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>43,209</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>3,724,749</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,509,072</b> |
|                        |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>3,724,749</b> |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額      |          |
|--------------|----------|----------|
| 営業収益         |          | 752,610  |
| 営業費用         |          |          |
| 販売費及び一般管理費   | 701,614  | 701,614  |
| 営業利益         |          | 50,995   |
| 営業外収益        |          |          |
| 受取利息         | 3,425    |          |
| その他の         | 918      | 4,343    |
| 営業外費用        |          |          |
| 支払利息         | 10,566   |          |
| 支払手数料        | 28,068   |          |
| その他の         | 3,588    | 42,223   |
| 経常利益         |          | 13,115   |
| 特別損失         |          |          |
| 固定資産売却損      | 619      | 619      |
| 税引前当期純利益     |          | 12,496   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,113    |          |
| 法人税等調整額      | △ 27,395 | △ 26,281 |
| 当期純利益        |          | 38,777   |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

株式会社global bridge HOLDINGS

取締役会 御中

双研日栄監査法人

東京都中央区

指定社員

公認会計士 渡辺 篤 ㊞

業務執行社員

指定社員

公認会計士 原山 公男 ㊞

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社global bridge HOLDINGSの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社global bridge HOLDINGS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

株式会社global bridge HOLDINGS

取締役会 御中

双研日栄監査法人

東京都中央区

指定社員

公認会計士 渡辺 篤 ㊞

業務執行社員

指定社員

公認会計士 原山 公男 ㊞

業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社global bridge HOLDINGSの2020年1月1日から2020年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年 1月 1日から2020年12月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月26日

株式会社global bridge HOLDINGS 監査役会

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| 常 勤 監 査 役 | 浅 見 雅 光 | ㊞ |
| 社 外 監 査 役 | 松 村 正 哲 | ㊞ |
| 社 外 監 査 役 | 富 永 淳 志 | ㊞ |

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ①当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ②機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案の通り、現行定款第46条（期末配当）を変更案定款41条（剰余金の配当等）に変更し、併せて内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）、第47条（中間配当）を削除するものです。
- ③また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。
- ④なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第4条（条文省略）                                                                                                                                      | 第1章 総 則<br>第1条～第4条（現行どおり）                                                                                                                                       |
| 第2章 株 式<br>第5条（条文省略）<br>第6条 <u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己株式を取得することができる。</u><br>第7条～第11条（条文省略）                                                        | 第2章 株 式<br>第5条（現行どおり）<br><br>（削除）<br>第6条～第10条（現行どおり）                                                                                                            |
| 第3章 株 主 総 会<br>第12条（条文省略）<br>（招集権者及び議長）<br>第13条 <u>当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役が招集する。当該取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> | 第3章 株 主 総 会<br>第11条（現行どおり）<br>（招集権者及び議長）<br>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって <u>取締役社長</u> が招集する。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役が行う。当該取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第14条～第17条 （条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 （条文省略）<br/>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当会社の取締役は10名以内とする。<br/><br/>（新 設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② （条文省略）</p> <p>③ （条文省略）</p> <p>第21条 （条文省略）<br/>（取締役の任期）</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/><br/>（新 設）</p> <p>② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>前任者又は他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</u><br/><br/>（新 設）</p> | <p>② 株主総会の議長は、<u>取締役社長が行う。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第13条～第16条 （現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 （現行どおり）<br/>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当会社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は10名以内とする。</p> <p>② 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は4名以内とする。<br/>（取締役の選任）</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② （現行どおり）</p> <p>③ （現行どおり）</p> <p>第20条 （現行どおり）<br/>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、<u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、<u>退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、<u>当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第23条 (条文省略)<br/>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条 (条文省略)<br/>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>第28条 (条文省略)<br/>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> | <p>第22条 (現行通り)<br/>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)<br/>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>第28条 (現行どおり)<br/>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。<br/>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当社の監査役は4名以内とする。<br/>(監査役の選任)</p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u><br/>(監査役の任期)</p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u><br/>(常勤監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u><br/>(監査役会の招集)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u><br/>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う</u></p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。</u></p> | <p>第5章 監査等委員会<br/>(監査等委員会の設置)</p> <p>第31条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u><br/>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u><br/>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第39条 当会社の監査役会に関するその他の事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                                  |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第42条 (条文省略)</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p><u>第43条 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第44条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>第6章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p><u>第36条 当会社は会計監査人を置く。</u></p> <p><u>第37条 (現行どおり)</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p><u>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p><u>第39条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第7章 計 算</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>第46条 (新 設)</p> <p>当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当</u>」という。）を行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当</u>」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第48条 期末配当金又は中間配当による配当財産が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>②未払の配当財産には利息をつけない。</p> <p>(新 設)</p> | <p>第7章 計 算</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>② 当社は、毎年12月31日又は6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「<u>配当金</u>」という。）を行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>②未払の配当金には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第6回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 第6回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p> |

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社株式の数  
416,300株  
-----  
取締役在任年数  
6年  
-----  
当期における  
取締役会への出席状況  
19/19回 (100%)

1

さだまつ じょう  
**貞松 成** (1981年6月2日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2004年 4月 ワタミフードサービス株式会社（現ワタミ株式会社）入社
- 2006年 8月 株式会社Dreamers 取締役就任
- 2007年 1月 株式会社global bridge（現 株式会社global child care）設立 代表取締役就任（現任）
- 2015年11月 当社設立 代表取締役就任（現任）
- 2015年12月 株式会社social solutions（現株式会社CHaiLD）設立 代表取締役就任（現任）
- 2016年11月 social investment株式会社 代表取締役就任（現任）
- 2018年 7月 株式会社東京ライフケア 代表取締役就任
- 2018年 7月 一般社団法人日本事業所内保育団体連合会（現一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会）代表理事就任（現任）
- 2018年12月 株式会社YUAN（現株式会社global life care） 代表取締役就任（現任）  
（重要な兼職の状況）  
social investment株式会社 代表取締役

取締役候補者とした理由

当社創業以来、長年にわたり経営者として十分な実績と高い見識を有しており、当社グループの持続的成長のために強いリーダーシップを発揮しながら、当社グループ事業の発展を牽引してきました。当社グループの事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断し、取締役候補者いたしました。



所有する当社株式の数  
19,235株

取締役在任年数  
5年

当期における  
取締役会への出席状況  
19/19回 (100%)

## 2 | か ち よしたか 加地 義孝 (1974年11月3日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 4月 株式会社アオキインターナショナル(現株式会社AOKIホールディングス)入社  
2016年12月 株式会社global bridge (現 株式会社global child care) 取締役就任(現任)  
2016年12月 当社取締役就任 (現任)  
2018年 7月 株式会社東京ライフケア 取締役就任  
2018年11月 株式会社YUAN(現株式会社global life care) 取締役就任

### 取締役候補者とした理由

運営部門、人事総務部門を中心に当社の業務に関する豊富な知識・経験を有しており、これまでの当社取締役としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社株式の数  
0株

取締役在任年数  
1年

当期における  
取締役会への出席状況  
15/15回 (100%)

## 3 | き もと あきら 木本 彰 (1957年1月11日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 株式会社東急ストア 入社  
2009年 3月 同社 執行役員就任  
2013年 3月 同社 常務執行役員就任  
2020年 3月 当社 取締役就任 (現任)  
2020年 3月 株式会社global bridge (現 株式会社global child care) 取締役就任(現任)  
2020年 8月 株式会社global life care 取締役就任 (現任)

### 取締役候補者とした理由

他社での豊富な経験と高い見識を有するとともに、これまでの保育・介護部門の担当取締役としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社株式の数  
0株

監査役在任年数  
4年

当期における取締役会及び監査役会への出席状況  
取締役会  
19/19回(100%)  
監査役会  
13/13回(100%)

## 4 | あさ み まさみつ 浅見 雅光 (1949年7月8日生)

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 7月 神田通信機株式会社 入社  
1980年 1月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 入社  
1996年 7月 株式会社アオキインターナショナル(現株式会社AOKIホールディングス) 入社  
1998年 9月 株式会社クリエイト・エスディー 入社  
2003年 4月 同社 執行役員就任  
2016年 9月 当社 入社  
2017年 3月 当社監査役就任(現任)  
2017年 3月 株式会社global bridge(現 株式会社global child care) 監査役就任(現任)  
2017年 3月 株式会社social solutions(現株式会社CHaiLD) 監査役就任(現任)  
2018年 7月 株式会社東京ライフケア 監査役就任  
2018年 11月 株式会社YUAN(現株式会社global life care) 監査役就任(現任)  
2019年 2月 一般社団法人日本事業所内保育団体連合会(現一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会) 監事就任(現任)

### 取締役候補者とした理由

不動産・開発に関する高い見識と豊富な経験を有するとともに、監査役として業務に関する豊富な知識を有しており、当社の事業規模の拡大のために、不可欠な人材と考え、取締役候補者とした。



所有する当社株式の数  
0株

取締役在任年数  
一年

当期における  
取締役会への出席状況  
—

## 5 | とだ よしお 戸田 貴夫 (1967年1月10日生)

新任

### Ⅰ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 三井物産株式会社 入社  
2009年 4月 三井物産フィナンシャルマネジメント株式会社 部長  
2010年12月 MCM FOODS HOLDING LTD. Group CFO & Director  
2016年 6月 三井物産株式会社 内部監査部次長  
2020年 6月 当社入社 財務経理部長(現任)

### Ⅰ 取締役候補者とした理由

経理・財務・内部監査等を中心に豊富な経験と高い見識を有しており、当社の企業規模の拡大のため不可欠な人材と考え、取締役候補者いたしました。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



## 6 | つばい ひとし 坪井 均 (1966年10月18日生)

再任

社外

### Ⅰ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 株式会社三井住友銀行 入行  
2006年 1月 大和証券エスエムビーシー株式会社 入社  
2010年 1月 SMBC日興証券株式会社 入社  
2020年 3月 当社取締役就任（現任）  
（重要な兼職の状況）  
SMBC日興証券株式会社 投資銀行本部マネージングディレクター兼第七投資銀行  
部長

所有する当社株式の数  
0株

社外取締役在任年数  
1年

当期における  
取締役会への出席状況  
15/15回（100%）

### Ⅱ 社外取締役候補者とした理由

金融機関での豊富な経験と高い見識を有しており、当社の企業価値向上のための助言・提言を行っていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- （注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坪井均氏は、社外取締役候補者であります。
3. 坪井均氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年10月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

#### ① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

#### ② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

5. 当社は、坪井均氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は坪井均氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社株式の数  
100株

取締役在任年数  
一年

当期における取締役会及  
び監査役会への出席状況  
取締役会

－／－回（－％）

監査役会

－／－回（－％）

1 | うちだ まさあき  
**内田 昌昭** (1955年5月22日生)

新任

#### Ⅰ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年 3月 日本フェリー旅行株式会社入社  
1984年 11月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 入社  
2001年 11月 同社 店舗活性化部副総括マネージャー  
2005年 3月 同社 第3リクルート部総括マネージャー  
2020年 7月 当社入社 内部監査人

#### Ⅱ 監査等委員候補者とした理由

他社での豊富な業務経験と内部監査人としての実績から常勤の監査等委員である取締役候補者いたしました。



所有する当社株式の数  
-----0株  
社外取締役在任年数  
-----5年  
当期における取締役会及  
び監査役会への出席状況  
取締役会  
18／19回 (95%)  
監査役会  
－／0－回 (－%)

## 2 | のぐち ひろし 野口 洋 (1967年4月27日生)

新任

社外

独立

### Ⅰ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所  
2004年 1月 アミタ株式会社 入社  
2010年 5月 株式会社サクセスアカデミー（現ライクアカデミー株式会社）入社  
2010年11月 サクセスホールディングス株式会社（現ライクキッズネクスト株式会社）へ転籍  
2011年 3月 同社 取締役就任  
2015年 1月 同社 代表取締役就任  
2016年 1月 株式会社トビムシ 入社  
2016年 3月 同社 代表取締役就任（現任）  
2016年 3月 当社 取締役就任（現任）  
2016年 3月 エーゼロ株式会社 取締役就任  
2016年 3月 株式会社西栗倉・森の学校 取締役就任（現任）  
2017年 3月 株式会社東京・森と市庭 代表取締役就任（現任）  
(重要な兼職の状況)  
株式会社トビムシ 代表取締役  
株式会社西栗倉・森の学校 取締役  
株式会社東京・森と市庭 代表取締役

### Ⅱ 社外監査等委員候補者とした理由

公認会計士並びに企業経営者としての幅広い経験を有しており、また、これまでの当社社外取締役としての実績を踏まえ、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。



所有する当社株式の数  
-----0株  
社外取締役在任年数  
-----一年  
当期における取締役会及び  
監査役会への出席状況  
取締役会  
-----／－回（－％）  
監査役会  
-----／－回（－％）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野口洋氏及び豊泉美穂子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 野口洋氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年10月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- ② 保険料
- 保険料は全額会社負担としております。
5. 当社は、野口氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任及び豊泉美穂子氏の就任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を締結する予定です。
6. 当社は野口洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の就任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、豊泉美穂子氏の就任が承認された場合は、同氏を独立役員とする予定です。

### 3 豊泉美穂子 (1978年3月7日生)

新任

社外

独立

#### Ⅰ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

2005年10月 東京地方裁判所判事補  
2006年 8月 弁護士登録 みなと協和法律事務所 入所  
2014年 東京弁護士会常議員・日本弁護士連合会代議員  
(重要な兼職の状況)  
みなと協和法律事務所

#### Ⅱ 社外監査等委員候補者とした理由

弁護士としての専門知識・経験を有しており、これまでの経験と専門知識を当社グループのコーポレートガバナンス、コンプライアンスの充実に活かしていただくために、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

また、同氏はこれまで直接会社の経営に関与した経営はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2015年12月21日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬額は、2015年12月21日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とし、また、2017年12月11日開催の臨時株主総会及び2019年3月28日開催の第4回定時株主総会において、上記とは別枠で取締役（社外取締役を除く。）に対して年額150百万円以内の範囲でストック・オプション及び株式報酬型ストック・オプションを割り当てることにつきご承認を頂いておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）報酬額設定の件」が承認可決されますと当社は監査等委員会設置会社へ移行し、移行した後の監査等委員でない取締役の報酬等の額は年額200百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）となります。

今般、取締役（監査等委員であるものを除く。）（以下「対象取締役」と言います。）に対し当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的として、上記とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。なお、当社は取締役（社外取締役を除く。）のインセンティブとしてストック・オプション及び株式報酬型ストック・オプションを過去発行しておりましたが、その報酬枠を廃止するとともに、今後の発行は行わないこととします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額42百万円以内（うち社外取締役分は年額6百万円以内。また、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年42,000株以内（うち、社外取締役分は年6,000株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（本割当

契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。 ) 。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」という。）から当社の取締役及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した時点まで（以下「本譲渡制限期間」という。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、当社取締役又は当社子会社取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、譲渡制限期間の満了をもって、譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

対象取締役が死亡、任期満了その他正当な理由によらず、当社取締役及び当社子会社取締役のいずれの地位からも退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記（2）の定めにかかわらず、対象取締役が本払込期日の属する年の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間の途中で、死亡、その他正当な理由により、当社取締役及び当社子会社取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当該退任をした時点をもって、払込期日を含む月から当該退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、本株式の数乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）について譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記（1）（2）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役（以下「対象取締役」といいます。）の報酬等の額は、第5号議案において年額100百万円以内とご承認いただく予定ですが、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額12百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

なお、監査等委員である取締役は、第5号議案が承認可決されますと、3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年12,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、第6号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

## 第8号議案 資本金の額の減少の件

### 1. 資本金の額の減少の理由

今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、資本金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替作業であり、当社の純資産額に変更はございません。また、発行済株式総数の変更はおこないませんので、当社の1株当たり利益や1株当たり純資産に影響を与えることはございません。

### 2. 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額329,007,110円のうち319,007,110円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。

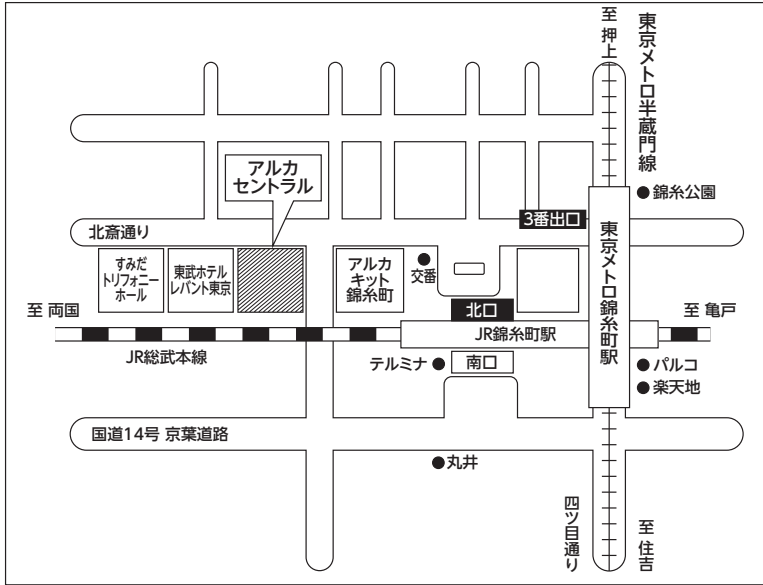
#### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2021年3月29日

以上

## 株主総会会場ご案内図

**会 場** 東京都墨田区錦糸一丁目2番1号  
アルカセントラル15階  
当社 会議室  
※開催場所が去年の会場から変更となっておりますので、お間違えないよう、ご注意願います。



[交通のご案内]

- JR 総武本線／中央・総武各駅停車 錦糸町駅(北口) 徒歩約3分  
●東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅(3番出口) 徒歩約3分

当日は、駐車場の用意はいたしておりませんので、会場へのお車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。